

# 19 世紀初頭満洲地域社会の変容：高麗溝事件に見る満洲の陸と海

## The Changing Local Society in early 19th Century Manchuria

荒武 達朗

### I はじめに

筆者は 2008 年に発表した『近代満洲の開発と移民：渤海を渡った人びと』（以下、拙著と略記）において 18 世紀から 20 世紀にいたる時期、山東と満洲地域の間で人口移動が発生した背景、それが双方の地域にもたらした影響について議論した<sup>(1)</sup>。ただし史料的制約により考察の重点は 19 世紀後半以降、特に 1920～30 年代におかれ、清末以前の満洲地域社会の様相については深く掘り下げた分析を行うことができなかった。諸外国が当地域への関心を高め、漢民族移民の流入が増加していく 19 世紀後半以降には各種の史料が著されるようになるが、それ以前の時期の満洲地域の研究には困難が伴う。『文集』『地方志』の類いは中国本土の先進地域のそれに比して質的・量的に劣り、研究史の蓄積も同様に薄い。『清実録』などを用いた研究にも限界があるため、必然的に漢語・満洲語で記された檔案史料に依拠した分析を行う必要がある。筆者はこの空白を些かでも補うべく、刊行された檔案史料集に収録される檔案などをもとに清代満洲の地域社会の様態解明に努めてきた<sup>(2)</sup>。本稿もその作業、言わば“清代満洲の開発と移民”研究の一環として位置づけられる。

漢民族による満洲への移民と開発は、清初の空白化を経験した後、18 世紀初頭より活発に進展する。19 世紀初頭、乾隆年間から嘉慶年間に代わる頃にその規模並びに速度が増大した。19 世紀後半には清朝が積極政策に転じたことも理由の 1 つとして更に加速、19 世紀末以降の鉄道の敷設はまさに奔流化という表現がふさわしいような移民の流れをもたらした。それにより満洲地域はその容貌を大きく改めることになった<sup>(3)</sup>。19 世紀初頭はその後の拡大の基礎を形成した時期として重要な意味をもつ。本稿は当該時期満洲における移民と開発の展開と地域社会の変容について議論を深めることを主たる目的とする。なお筆者はこれが渤海を巡る人的・物的な流れの拡大と連動して発生したと想定している為、満洲のみならず中国本土を視野に入れた考察を行う。そこでまず第 II 節では中国本土と満洲の 2 つの地域間の連関について叙述する。具体的には満洲に赴いた人びとの姿、彼ら移民を産み出した山東登州府という場、そして両地域を繋ぐ沿海航路の成長を概観する。幾つかの新出史料を紹介しながら議論を進めるが、これらは拙著でも論じたことでもあるので、既読の場合は第 III 節より読んでも構わない。第 III 節では第一に 19 世紀初頭の満洲における開発と移民の進展を検討する。続いて朝鮮国境に近い山岳地帯で発生した木材の盗伐事件（高麗溝事件）の顛末を時系列に則して整理し、事件に参加した人びとの行動と清朝の対応に分析を加える。このケーススタディを通して中国本土との連環を含めた広域的視野に基づき 19 世紀初頭の満洲地域社会の変容を描出する。



地図 山東半島登州府と満洲地域

さて本稿に登場する地域の名称について簡単に解説しておきたい。筆者は“満洲”という地域呼称を使用するが、これは歴史的用法以上の意味を持たせない<sup>(4)</sup>。この満洲は清代の呼称では一般に“関外”“関東”“口外”とも呼ばれていた。俗に満洲と呼ばれるようになるのは19世紀後半以降、諸外国の観察者によるものであり、清朝自体は一貫して満洲とは称してこなかった。この内側の北京を擁する直隸（現、河北省）、山東など中国本土各省が“関内”である。関内から関外へ向かうことを“出関”と称した。この満洲内部にも長城に似た障壁がある。それは柳條辺牆という柳の木を植えて作った垣根のようなものである。この内側を“辺内”、外側を“辺外”と称する。辺内は当時の呼称で奉天・盛京、現在の遼寧省の領域にほぼ重なる範囲である。辺外は西側がモンゴル、東側が吉林將軍管轄区であり、その両者の間にも辺牆が設けられていた。この吉林將軍の管轄区は現在の吉林省・黒龍江省の一部とロシア沿海州を含んでいる。本稿の主題である19世紀初頭において、漢民族移民は辺内から辺外へと目的地を移しつつあった。辺内の盛京と奉天は同一の地域の異なる呼称である。簡単に言えば盛京將軍の下

につながる八旗・旗人の世界と奉天府府尹（府の長官）につながる州県制度に所属する民人の世界の2つを指している。目を山東に転ずれば、本稿では登州府という地名が頻出する。これは清朝の統治下、蓬萊を首府とし、さらにその後背地の黄県と福山、半島中部の内陸にある萊陽、棲霞、招遠、半島北東岸から先端にかけての寧海州、文登、榮成、南東部の海陽、合計9県1州で構成される行政区画である。史料上ではこの登州が登州府、あるいは首府の蓬萊を指す場合がある。

本稿では主に『檔案』を中心として、一部『地方志』に依拠して議論を進める。檔案は『内閣大庫檔案』（台湾・中央研究院蔵）、『宮中檔奏摺』（台湾故宮博物院蔵）、『上諭檔』（台湾故宮博物院蔵、また第一歴史檔案館編『乾隆朝上諭檔』檔案出版社、1998年、同編『嘉慶道光兩朝上諭檔』広西師範大学出版社、2000年として影印出版）、『軍機檔奏摺案録副』（台湾・故宮博物院蔵／北京・第一歴史檔案館蔵）の各種を、地方志は断らない限り『中国地方志集成（山東府県志輯）』鳳凰出版社、2004年に収録されるものを使用した。

## II 19世紀初頭渤海をめぐる2つの地域：山東と満洲

本節では満洲へと渡った山東人の具体像、その移民を生み出した山東半島登州府という場、そして山東と満洲を結んだ沿海航路について、簡単に概略を述べておきたい。

### 1. 渤海を渡った人びと

拙著で明らかにしたとおり、明末清初の動乱の中で満洲地域側の漢民族社会は荒廃と人口減少に見舞われたが、清初以降当地への移民は徐々に増加していった。17世紀末から18世紀初頭にかけて、康熙年間の後半になると多くの山東出身者が渤海を越えて満洲へと渡っていった。例えば辺境開発史を語る上で常々引用される史料であるが、『清実録』康熙46年（1707年）6月の記事に長城の北で活動する山東人の姿が描かれている。

今巡行辺外、見各処皆有山東人。或行商、或力田、至数十万人之多。

（今、辺外を巡幸するに、どの場所にもすべて山東人がいるのを目にする。あるいは行商し、あるいは土地を耕し、数十万人の多さに達している<sup>(5)</sup>。）

この年、長城の北の蒙古地方へと巡幸した康熙帝は、当地に数多くの山東人が暮らしているのを目の当たりにした。本来、これらの地域への漢民族の入域、定住は制限されていた。蒙古に隣接する満洲では、故郷での許可証の発給と関門・海港での検査に加え、満洲側での戸籍への編入や治安組織（保甲）への登録がなければ強制的に送還することを原則としていた。家族を伴った者は、定住指向が強いと考えられるので、特に厳しい取締を受けた。清朝は漢民族の流入を管理下に置くことを試み、その枠組みから外れた人びと（流民）の存在を認めなかった

のである。これを一般的に封禁政策という。なお俗に満洲への流入を厳禁するというイメージがあるが、それは誤解である。政策が整備されるのが乾隆5年（1740年）のことであり、これ以後の実録、並びに実録執筆の基となった檔案にはこの時の議論を踏まえた記事が多数見られる。少なくとも乾隆30年代まではこのときに定められた規定に忠実であろうとする姿勢が強く見られた<sup>6)</sup>。しかしながら実際は、山東半島の人びとは地縁や血縁などの関係を頼りとして対岸の満洲へと渡っていった。なおこの移動は一方通行ではなく、当初は山東・満洲間の往還運動という様態を見せる。人びとは満洲各地で出稼ぎ、小商い、その他の生業を営み、やがては故郷へと環流し、家族を養うのである。この往復の中からやがて満洲に居住する人びとが出現し、それによって両地にまたがる血縁組織が形成され、それが更に人びとの移動を促進するネットワークを強化したのである<sup>7)</sup>。以下、筆者が拙著では引用できなかった事例を幾つかを提示しながら、彼らの具体像に接近する。

まず満洲の海城県に仮住まいをしている山東半島黄県出身の民人の関わる案件を紹介する。彼は満洲側で殺人事件を起こし、その審理の過程が檔案の中に残された<sup>8)</sup>。

抛王九供、小的是山東登州府黄県民、今年三十六歳、向在海上捕蝦度日。与趙三素来認識、並無讐隙。本年四月初四日、小的往新屯地方討賬去遇見趙三。

（王九の供述によれば、私は山東登州府黄県の民で、今年36歳、以前は海で蝦を捕って暮らしを立てておりました。〔被害者の〕趙三は前から見知っておりましたが、憎み合う間ではありません。今年〔乾隆16年・1751年〕4月4日私が新屯地方へ借金取りに出かけ趙三に偶然会いました。〔そして二人は酒を飲み口論から殺人事件に発展した。〕）

この事件で興味深いのは、続けてみるように犯人の王九が故郷に養うべき家族を残していないかを調べている点である。もし老親がいればその扶養の為に刑の執行は見合わされるのだが、

茲於乾隆十六年七月十七日、准山東黄県関開、“准関随即差伝王九該管郷保村牌並族長到案、逐一査訊問。抛族長王志学・郷約王緒曾・保正王子璽・村長王從克・牌頭王從起俱供、王九父母業已双亡、家中毫無寸土、亦無弟兄妻子。……。”

（ここに乾隆16年〔1751年〕7月17日、山東黄県からの文書を受領するにその内容は次の通りであった。“文書を受け取り直ちに王九の所属するところの郷保、村牌ならびに族長を呼び出し、逐一取り調べをおこなった。族長王志学、郷約王緒曾、保正王子璽、村長王從克、牌頭王從起の供述によれば、王九の父母はすでにともに死亡しており、家にはわずかな土地も無く、また兄弟妻子もいないという。……。”）

というように、故郷の族長、民衆組織の長の郷約、治安組織の長の保正、その下役の牌頭らの証言を取得し、彼に情状酌量の余地が無いことを確認した。結局、王九には身寄りはいなかったのだが、登州府の民が家族を故郷に残して満洲側へと渡ってくることは十分に想定されたのである。このように満洲側で事件を起こした犯人の家族関係を故郷側に確認するという事例も

少なくない。

次の史料は皇帝の下した“上諭”を記録した『上諭檔』の記事である。嘉慶10年（1805年）にある男が皇帝に直接献策、訴え出るといふ不遜な振る舞いをして逮捕された。嘉慶帝もまたこれに対してコメントを附したという関係上、事件の記録が『上諭檔』に収められた。

臣等遵旨訊問山東民人申有道、拋供、我係日照县人、年四十四歳、父母俱故、胞兄申祥在家種地、並未娶妻。我有個堂兄申廷詔、在遼陽州開菓舖生理、我於乾隆五十九年十月内、従家裡起身来到関東、就在我堂兄菓舖内住下、後来教学度日。……。

（臣たちは上諭を奉じて山東民人の申有道を訊問し、その供述によれば、“私は日照県の人で、年は44歳、父母はともになくなっており、兄の申祥は家で土地を耕しており、まだ妻を娶っておりません。私には遼陽州で菓屋を営んでいる従兄弟の申廷詔がおりまして、私は乾隆59年10月に家を出発、関東〔満洲〕に来て、従兄弟の菓屋に住み、教師をして日々を過ごしておりました。……。”）<sup>9)</sup>

彼は乾隆59年（1794年）に山東南部の日照県を發つて従兄弟を頼つて遼陽州へと向かった。その後嘉慶5年（1805年）到北京、その後山東に一旦戻り、嘉慶6年に再び遼陽州の従兄弟の下に戻りそこでしばらく暮らした。今年になって皇帝の行幸があると聞き、直接自分の考えるところを直訴しようとして拘束された。事の顛末はともかくとして、上の記述からは人びとが先行する親戚を頼つて満洲に赴いていることが読み取れる。山東側と満洲側の双方に血縁組織が拮がり、それが人びとの移動を促進しているのである。

満洲へ向かう人びとはどのように規制をかいくぐったのだろうか。海路と陸路、それぞれの越境について個別事例を紹介する。まず蓬萊県の船戸が人びとの非合法の輸送に従事した様を見てみたい。乾隆40年（1775年）“彭字31号”という登録番号の船が許可を得ない流民を乗せて奉天へ赴こうとして検挙され、併せてその出航を許した蓬萊県の官吏も失察の罪で処分された。この檔案はその経緯についての報告である。

……、於乾隆肆拾年玖月拾柒日、赴蓬萊県領照、時值該県公出、經海差徐偉報明、守口文武員弁掛号查驗放行、於玖月貳拾日、空船出天橋海口、旋被北風颶回、至山西口外海面停泊。宋国棟攬載空行人六十二名口、内止五人領有照票、其余五十人并婦女七口俱無引照。於玖月貳拾陸日、抵奉天寧海県龍王塘海口被獲。

（〔舵取りの宋国棟たちが〕乾隆40年9月17日蓬萊県に証明書を受け取りに行くと、ちょうど知県は公務で外に出ていたため、海差〔海港の役人〕の徐偉が報告し、海港守備の文武官員が登録検査をすることで出航を許可した。9月20日空船にて天橋口の港を出たが、すぐ北風に吹き戻されて山西口の港外の海面に停泊した。宋国棟は乗客62名を乗船させたが、その内ただ5人だけが証明書を持っており、その余の50人並びに婦女7人は証明書もっていなかった。9月26日奉天寧海県龍王塘の港に到り、捕縛された。）<sup>10)</sup>

規定によれば出港する船は証明書の携帯が求められ検査を受けることになっていたようである。最初はその通りに行動したのだが、風に流されて別の港（山西口）に到り、そこで証明書を持たない人びとを乗せてから満洲へと出航し、捕縛された。

山東の各府では乾隆 39 年（1774 年）から 58 年（1793 年）にかけて毎年のように流民の不法渡航についての報告がなされている<sup>(11)</sup>。だが実際に捕縛された事例はごく少数であり、報告書の末尾はほぼ同様の定型句で締め括られている。例えば乾隆 55 年（1790 年）の檔案は、

現在商賈船戸及沿海民人、咸知奉公守法、凡船隻出口、均經驗明放行、並無夾帶携眷成夥、並隻身無照流民偷渡奉天之事。

（現在商人、船戸及び沿海の民人は皆公に尽くし法を守ることを知っており、およそ船舶の出港はすべて検査を経た上で出発し、家族を引き連れ群れを成し、並びに単身の許可証を持たない流民が奉天へ勝手に渡っていくという事は無かった。）<sup>(12)</sup>

と結ばれていた。この年次報告は現実と明らかに乖離していた。

続いて陸路での出入境について次の乾隆 29 年（1764 年）、登州府福山県民の事例を紹介する<sup>(13)</sup>。

抛張起供、小的係山東登州府福山県人、年四十八歳、在県城西北估猷村居住、家中尚有父母女人。小的販売布疋生理。……、在本地買了布疋、由海船販到蓋州、将布発売了。聽得説人蔘利息很重、小的就起意到吉林地方買蔘販売。……。於十月二十日、從吉林起身、二十六日夜裡、由威遠堡辺條破口子偷過。十一月初八日到中後所地方、遇見素日認識的山東萊州府掖県人王大。

（張起の供述によれば、私は山東登州府福山県の者で、年は 48 歳、県城の西北、估猷村に住んでおり、家中には父母と妻がおります。私は布を売って生計をたてておりました。……。[今年 7 月私は] 当地で布を買って船で [満洲の] 蓋州へ行き売りました。人が薬用人蔘の利益がとても大きいという聞き、私は [辺外の] 吉林に行き薬用人蔘を買って売ろうと思い立ちました。……。10 月 20 日吉林を發ち、26 日の夜、威遠堡の柳條辺牆の破れたところを密かに越え、11 月 8 日、[遼西の] 中後所地方に到り、もともと見知っていた山東萊州府掖県の人、王大に偶然会いました。）

禁制の人蔘を持って関門を越えることはできない。張起は吉林で人蔘を入手した後、辺内と辺外を隔てる柳條辺牆を密かに超えた。さらに長城近辺にまでやってきて、そこで王大に道案内を頼み長城の壊れた所を抜けることとした。ところがそこで巡邏の緑營兵に遭遇し、抵抗したが捕縛される結末へと至った。

乾隆年間半ば、長城の幾つかの部分は壊れていて、容易に越えることができたようである。同じく乾隆 29 年（1764 年）の檔案に次のような記述がある。

山海関城辺牆、……、所轄辺牆、共長四百九十六里、其間倒坍者一百二十六処。

(山海関の城壁は…… [山海、石門、燕河、建昌の四路都司] 所轄の城壁は合計 496 里 [約 248 km] あるが、その間に、倒壊している所は 126 箇所あった。) <sup>(14)</sup>

このように乾隆年間半ばには長城は各所で崩れ防壁の役目を失いつつあった。陸路においても海路同様、人びとの満洲侵入を押しとどめることはできなかった。

満洲へ赴いたこれらの人びとは、拙著で明らかにしたように山東半島出身者が中心であった。次項では山東半島登州府にて移民が生み出される背景を見ることとする。

## 2. 移民を生んだ地：山東半島登州府

登州府全体の概況について、19 世紀後半の光緒『登州府志』には次のように記されている。

府境闔屬皆山、裨海環其外、境以内無五十里之平壤。

(登州府に属するところはすべて山地であり、小海がその外側をめぐっている。境域の内には 50 里 [約 25 km] 四方の平坦な土地も無い。) <sup>(15)</sup>

山東半島の地形は山地・丘陵を基調としており、現在膠東丘陵とも称される。ここには華北平原のような広大で平坦な土地は見られない。程方氏に拠れば山東省西部と北部の平原部(魯西魯北平原)では総面積中の耕地の割合は 64.1%であるが、山東半島では 35.6%、山東省中部山地では 35.2%にとどまる。また耕地を上地、中地、下地と等級で分けると、上地の割合は各地域で 18.5%~19.7%と殆ど開きがない。ところが平原部では中地が 52.8%と最も多数を占めているのに対して、半島部と中部山地では下地がそれぞれ 47%、59.9%というように痩せた土地の割合が高い<sup>(16)</sup>。

所属の各県の状況を見ると、19 世紀前半の道光年間、登州府の首府の蓬萊は、

合境地少土薄、豊年且不敷所用、一遇凶歉、愈不能不仰食奉省、是皆地使然也。保吾民者、尚其招商通運、以補土田之不足、則称善政矣。

(県全域に地は少なく土はやせており、豊作の年でも消費量をまかなうことができない。ひとたび凶作の年になれば、なおさら食糧を [満洲の] 奉天省に頼らなければならないが、これはすべて土地にその理由があるのだ。民を安んずる者はなお商人を招いて物資を流通させて農業の不足を補うならば善政と言えるだろう。) <sup>(17)</sup>

当地も農地が不足しており、豊作の年であっても生産量は当県の需要を満たし得ない為、対岸の満洲から食糧を輸入する。ここで述べられる状況は以下の各県でほぼ共通している。例えば清代前期の 17 世紀後半の康熙年間、蓬萊の後背地にある黄県では、

黄地狭人稠、有田者不数家、家不数畝。

(黄県は地が狭く人が多く、土地持ちは家を数えるほどもなく、それぞれの家の耕地も畝を数えるほどもない。) <sup>(18)</sup>

またやや時間を遡り清初順治年間、17世紀中葉の招遠県では、

田多砂石、除完官税外、大率不足糊口。

(耕地には砂と石が多く、税金を完納する分を控除すれば、おおむね生きて行くには足りない。) <sup>(19)</sup>

その結果人びとは商品作物の栽培や農業以外の生業に生計の路を探すのである。副業に従事することは当然としても、登州府において生きる路とは地域の外へ出て行くことであった。19世紀後半の道光年間、栄成県の地方志には次のように記される。

地瘦民貧、百倍勤苦、所獲不及、下農拙於營生。歲歉則輕去其郷、奔走京師遼東塞北、甚有挈家以逃者。此彫敝所由来歟。

(地は瘦せ民は貧しく、百倍に勤苦しても得る所は十分ではなく、農民の下層の者は生計を立てるのに苦労する。不作の年になればためらいもなく故郷を離れ、北京、遼東[満洲]、長城の北へと赴き、甚だしい場合には家族全体を引き連れ逃げていく者もいる。これが困苦の生まれる故であろうか。) <sup>(20)</sup>

当県でも農業からの所得は人びとを養うのに足らず、人びとは故郷から離れざるを得ないという。

以上、登州府の情景にはまず山がちの地形、狭く瘦せた土地、加えてこれに起因する人口過剰と農業生産量の不足というイメージが付きまとう。食糧の不足分は満洲に供給を仰ぎ、人びとは収入を補填すべくやむを得ず外地へと向かう。

一方、この人口流出については、むしろ肯定的、積極的な側面が看取される点にも注目したい。先に取り上げた黄県の状況を再び見てみよう。17世紀後半の黄県の康熙『黄県志』と19世紀後半の同治『黄県志』とを比較したところ、前者では土地の少なさと耕地の狭さが強調されているが、後者の記述はこれとやや異なっている。

黄県地狭人稠、故民多逐利四方、往往致富。遠適京師險泛重洋、奉天吉林方万里之地、皆有黄民履迹焉。

(黄県は地が狭く人が多く、それ故に人びとは利益を四方に追い求めて往々にして財産を築く。遠く北京に行き、危険を冒して大海を漂い、奉天・吉林[満洲]の四方万里[約5千km]の地にはみな黄県の民の足跡がある。) <sup>(21)</sup>



豊年之穀不足一年之食、海舶木棉来自江南、稻菽来自遼東、民所仰給也。其商於外也、遼東為多、京都次之。地距遼東數千里、風帆便利數日可至、條往條來如履平地、常獲厚利。大賈則自造舟販鬻獲利尤厚。於是人相豔視趨鶩日衆矣。總黃民而計之、農十之三、士与工十之二、商十之五。

(豊年の穀物は一年の食に足らず、木綿は江南より船で運び、食糧は遼東〔満洲〕よりきたり、民が供給を仰ぐ所である。その外地に商売を営むのは、遼東が多く、北京がこれに次ぐ。遼東を隔てること数千里だが、順風を得れば数日で至ることが可能であり、頻繁に往来があつて、平地を行くようなものであり、常に巨利を得る。大商人であれば自分で船を建造し商売の利益はとりわけ多い。そこで人びとは互いに羨望の眼で見つて奔走するものが日ごとに多くなった。総じて黄県の民は農民が十の三、士人と職人が十の二、商人が十の五である。) <sup>(22)</sup>

この同治『黄県志』もまた「土地の狭小さ」と「生産物の不足」を枕詞のように用いている。19世紀後半食糧はやはり北の満洲に供給を仰がざるを得ない。しかし登州府は満洲との間に僅かに海を挟むだけであり、人びとは海を渡って頻繁に往来して生計を立てていた。彼らを描く地方志の筆致に悲壮感はない。彼らは満洲へ、そして北京へと赴いて商業を営み巨利を得た。正確な数字は疑わしいにせよ、人口の半分を商人が占めていたという。同じく同治『黄県志』冒頭の序文には次のように記されている。

近歳以来、言東海富庶之区者、曰維濰与黄。其科名文物之美、冠纓世族之盛、亦惟二邑為最。然濰尚在邦域中、黄則濱絶海隅、距都会益遠、其民習貿遷之利、航海遠涉輕去其郷。

(近年来、東の海の富裕な地区について言えば、濰県と黄県であるという。その科挙合格者と文物の美名、官僚を輩出する家族の繁栄はまたこの2つの県を最高のものとする。しかし濰県はなお国土の中にあるが、黄県は絶海の片隅に位置し、都会からさらに遠い。その民は商売の利を得ることに慣れ、海を越えて遠方へと渡り故郷をたやすく離れるのである。) <sup>(23)</sup>

山東省内では黄県と中部の濰県の繁栄が他県を凌駕していた。黄県の場合、その富の源泉は人びとの外地での商業、出稼ぎにある。ここに言う「遠方」とは満洲など長城の北、あるいは北京を指すと考えられる。満洲において最も多数を占めていたのは山東人、中でも登州府出身者であった。北京では当地居住の山東人の内、39%が登州府人であったという<sup>(24)</sup>。中国南部広東・福建の華僑たちの故郷を“僑郷”と称するが、山東半島登州府もまた北の華僑の僑郷としての性格を有していた。

彼らの活動する領域に関してはいくつかの先行研究がある。張利民氏や山本進氏は満洲と華北を結ぶ人口移動と流通網を中心に「環渤海交易圏」とも言うべき場を設定した考察を行っている<sup>(25)</sup>。古田和子氏は広く東アジア全体を俯瞰し、19世紀後半に上海を中心として形成される国境を越えた流通網、「上海ネットワーク」が形成されたとする。19世紀末から20世紀初

にはこのネットワークとは別個に、上海を經由せずに日本、朝鮮、満洲、華北を結ぶ地域経済圏が生まれるが、古田氏はこれを「黄海経済圏」と称する<sup>(26)</sup>。この古田氏の研究の後、黄海経済圏およびそこで活動する人びとに関する研究が数多く現れた。この中で山東人、中でも登州府の人びとが重要な役割を担っていたことが看取される。そもそも18世紀には彼らの行動範囲は山東から満洲や北京にかけての地域が中心であったが、特に19世紀後半から末にかけてその活動は遙かに広範に拡がっていった。例えばサヴェリエフ氏によれば満洲に隣接する極東ロシアでは19世紀半ばにその姿が見られるようになった。また黄海を挟んだ対岸の朝鮮については李正熙氏・石川亮太氏が山東人を含む中国人たちの活動の詳細を論じている。1880年代以降商人をはじめ様々な職種の人びとが当地に足を踏み入れ、朝鮮内部、並びに東アジアと朝鮮を結ぶ物流・金融などの領域で重要な役割を演じたという。さらに彼らの足跡は日本にも至っている。大阪の川口居留地については早くから研究されているが、近年では蒋惠民氏・上田貴子氏が具体的な事例を紹介している。大阪では1895年に山東商人が独立して商會を築き、日露戦争後に活発な活動を展開したとされる。以上の諸研究は必ずしも山東人の専論ではないけれども、19世紀後半以降に山東人が中国本土の華北から満洲、極東、朝鮮、日本へと活躍の場を広げたことが明らかとなった<sup>(27)</sup>。

さて再び山東半島登州府に視線を戻せば、本項で先に引用した19世紀後半の同治『黄県志』の論調に比較して、これに先立つ17世紀後半の康熙『黄県志』の記述が比較的淡泊であったことを想起されたい。おそらくこの間、17世紀後半から19世紀後半にかけての時期に何らかの変化があったと考えられる。その具体的な時期は特に乾隆年間から嘉慶年間へと代わる19世紀初頭と推定できよう。以下、本稿の行論で確認するようにこの頃から満洲地域における漢民族による満洲の開発と移民が進展の速度を上げた。同時に次項で検討する山東半島をめぐる人と物資の移動も活発化していくのである。

### 3. 山東－満洲間沿海航路の成長

清初以来福建・台湾の海域で清朝に抵抗していた鄭氏政權が力を失い消滅するにつれて、人びとの出海と沿海部への居住を禁止する政策が徐々に解除された。鄭氏政權滅亡の翌年、康熙23年(1684年)以降禁例はほぼ撤回され、これを契機として沿海航路の成長が始まった。その当時、山東半島では登州府所属の登州(蓬萊)と萊州府所属の膠州が重要な海港と位置づけられていた。現在の膠州は今の青島の程近いところ、膠州湾の奥に位置する地方都市に過ぎず、港湾は土砂の堆積で見る影もない。しかし青島が小さな町であった頃、ここは南北を繋ぐ重要な中継点であった。以下の地方志の記述は18世紀初、康熙年間の末頃の情景を描いている。

重修小橋隄岸記文曰、膠濱於海、故三江兩浙八閩之商、咸以其貨解浮舶泛而來居集乎。

(『重修小橋隄岸記文』に曰く、膠州は海に臨んでおり、それ故に三江〔江蘇、江西、浙江〕兩浙〔浙東、浙西〕、福建省の八府の商人は皆その貨物を船で運び集まるのだ。)<sup>(28)</sup>

膠州の港に華中・華南の沿海各省を中心とする地域の商人たちが集まっている様が窺える。続いて蓬萊の 18 世紀半ばの情景について次のような記述がある。

登州衛水城、即新開海口、緊貼海濱。北城即為蓬萊島、島下即為水城。出水城即為大洋、自南來者、或由海道、或由開洋、皆於此萃聚。向北去者、或收旅順、或收津通、皆於此起程。

(登州衛の水城とは新たに開かれた港であり、海濱に近接している。北城は蓬萊島であり、島のそばが即、水城である。水城を出れば直ぐに大洋があり、南から来る者は、或いは岸沿いに、或いは海を横切って、皆、ここに集まる。北へ向かう者は、或いは旅順、或いは天津・通州を範圍とし、皆ここから出発する。) (29)

登州府の首府、蓬萊の港には渤海沿岸の天津、満洲の旅順へ向かう各地の船が集まってきた。“皆於此起程（皆ここから出発する）”とあるように蓬萊もまた中継点としての位置にあった。膠州と蓬萊の間の航海は必然的に山東半島先端の成山頭をまわらねばならない。雍正 10 年（1732 年）に河東総督の田文鏡はこの航路を往来する船舶について次のように報告している。

若閩広江浙商船往北貿易者、則順南風由成山頭一直北上。及回船之時、則又順北風直往南下、俱于大洋颺帆徑過、多不遶灣入廟島。間或有入島暫停者、亦止於避風取水而已。得風得水即便開行而去、從無久停。

(福建、広州、江蘇、浙江の商船が北へ向かい貿易をする者は、南風によって成山頭から一気に北上する。戻る時になればまた北風によって一気に南下して大海原を帆を張って通り過ぎ、多くは回り道をして廟島へと入るということはない。中には島に入って暫く停泊する者もいるが、それもまた風を避け給水するのみである。風を得ればたちまち船を操って去り、長く留まる者はいない。) (30)

この史料によれば成山頭からは直接満洲へと北上するという。蓬萊とその北の廟島列島には風を避け給水する為だけに立ち寄るだけだ、と記される。ただし満洲側の主要港湾が遼河河口の牛莊をはじめ遼東半島北西岸にある以上、蓬萊、廟島列島を経由して遼東半島先端の旅順口へ向かうルートにそれほどの距離的な迂回があるとは考えられない。例えば 18 世紀前半、乾隆『萊州府志』によれば蓬萊の東にある威海衛へ寄港する船舶について次のように記されている。劉公島はちょうど威海衛の街の沖合に位置している。

劉公島、自成山頭至此一百四十余里、島地東西長二十里、可容船百余隻。凡由海道開洋來者、皆通成山頭、必於此駐泊、更無他路。

(劉公島は成山頭から 140 里 [約 70 km] 余り、島の土地の東西の長さは 20 里、100 隻余りを収容できる。凡そ岸沿いや海を渡って来る者はみな成山頭を通るが、必ずここに停泊し、他に路はない。) (31)

この“他に路はない”という表現から成山頭からは必ず当地を経由したと理解できる。中には成山頭より直接北上する船舶もあるにせよ、半島北岸の諸港への寄港もまた少なくともはなかったと考えられる。

この山東半島を回り南北をつなぐ航路に関しては多くの先行研究が論じている<sup>(32)</sup>。早くも戦前において加藤繁氏、周藤吉之氏が満洲と華北の間の物流に着目し概略をまとめた。足立啓二氏は満洲の大豆粕が沿海航路を経て華中・華南へ運ばれ商業的農業の発展に寄与したことを明らかにした。中国でも関係する研究は豊富であり、例えば許檀氏はその物流をより包括的に整理した。北貨（南下貨物）の大宗は豆貨と総称される満洲産の大豆・豆粕・豆餅であり、加えて満洲から山東へは穀物が運ばれ、当地の食糧不足を充たしていた。一方、南貨（北上貨物）として江南から北へ、棉花、棉布、日用品など比較的多様な物品が流通した。この交易の活発化により山東省内の経済重心は従来の大運河沿いの各都市から沿海地区へと徐々に移転したのである。さらに農村の経済も刺激を受け農家経営の商業化も進展したという。

近年の研究として特筆すべきは松浦章氏の一連の成果である<sup>(33)</sup>。氏は航運史にかかわる研究動向と史料の紹介も兼ねつつ、この沿海航路を通る船舶、物資、人の流れを総合的に解明した。例えば往来する船舶に沿海各省の人びとが乗り込んで移動している情景について朝鮮王朝の「問情別單」という漂着者に対する一問一答の取り調べ記録に基づいて乗組員の他に多くの「借乗」する人びとの実態を活写した<sup>(34)</sup>。さらに順治元年（1644年）から光緒22年（1885年）にかけての漂着船取り調べ記録182件を分析し、その時期的な増減を明らかにした。それによると康熙年間（1662-1722年）・雍正年間（1723-35年）には1年間に約0.5隻の割合で遭難していたが、乾隆年間（1736-95年）に入ると平均して1年約1隻が遭難するようになる。この数字は嘉慶年間（1796-1820年）に1年約2隻の割合へと増加し、1つのピークに到達する。その後、遭難数は減少し、道光年間（1821-50年）に1年0.8-0.9隻、咸豊年間（1851-61年）に再び増加して1年約1.7隻と第二のピークに達した。続く同治年間（1862-74年）、光緒年間（1875年以降）は1年1隻強と減少した。これが全体の傾向を反映したものとすれば、19世紀初頭に沿海航路を通る船舶数は隆盛の極に達したと考えられる。またその船の出身地は満洲25、山東70、江南84、福建34、その他13というように、山東と江南の出身の船が他を圧倒して多かった<sup>(35)</sup>。なお村上衛氏や豊岡康史氏によれば華南の福建省の人びとまでもがその交易活動や沿海漁業での優位性を背景に、商業、海運業、漁業、時には海賊稼業の為に、遠く渤海沿岸にも姿を現していたという<sup>(36)</sup>。この満洲沿岸にまで進出した福建人については、第Ⅲ節第2項にて詳論する。

以上、19世紀初頭の嘉慶年間に登州府から満洲へ向かう気運の高まりが生まれ、同時に沿海航路の成長もこの頃に1つの頂点に達したことが確認された。続く第Ⅲ節では登州府出身者たちの活動の分析を通して満洲の地域社会の変容の特徴をまとめる。その上で改めてこの変容が中国本土と如何なる関連性を有しているのかを議論する。

### Ⅲ 辺境・山地の開発と渤海：高麗溝事件に見る満洲の陸と海

18世紀後半、乾隆年間に四川、台湾、満洲などのフロンティアへの人口移動が大規模に発生したことはよく知られている。乾隆年間の終わる頃、18世紀末の四川や台湾西部の平野部では土地資源はもはや無尽蔵ではなく開発は飽和状態に達しつつあった。これに対して満洲の事情は些か異なる。乾隆年間、漢民族移民の赴く先は柳條辺牆の内側、辺内が中心であった。ところが嘉慶年間、19世紀初頭以降は辺内というよりはむしろ辺外への進出が加速し、満洲地域の人口も増加の傾向を強めていく。人びとの流入はこの後もとどまることはなく19世紀末以降は人口が10年で2倍になる「十年一倍」という急増現象が起こった。四川や台湾西部がすでに飽和状態を迎えた19世紀初頭以降においても、満洲はこれらに比して遙かに大きな開発の余地と人口の収容力を有していた。

まずこの19世紀初頭以降の満洲における漢民族進出の拡大にどのような特徴が見出されるかを述べる。

#### 1. 水平・垂直方向への拡大：辺境と山地

大きな枠組みでは辺内から辺外へ、南から北へと開発の前線が延伸した。筆者はこれを第一の特徴と考える。乾隆20-30年代(1755-74年)、吉林(船廠)、伯都訥、寧古塔等で流民が発見され、清朝はその対応を迫られた。彼らについては伯都訥へと移してそこで登録し税糧を徴収することとした。この他、阿勒楚喀、拉林では雍正4年(1726年)から乾隆22年(1757年)までにあわせて200戸が流入、居住していたと報告されている<sup>(37)</sup>。その約20年後、乾隆45年(1780年)2月に吉林將軍は吉林の状況を次のように上奏している。

復行查出流寓民人一百九十三戸、内旧有流民一百六十五戸。四十三年稽查以後、新来流民二十八戸、分別入籍驅逐辨理。

(また仮住まいをする民人193戸を查出したが、その中には以前からの流民が165戸いた。乾隆43年に調査を行って以来、新たにやってきた流民は28戸で、それぞれ入籍させるか追い払った。)<sup>(38)</sup>

新たに查出された193戸の内、乾隆43年以前のもは165戸、以降の流入者は28戸であったという。この後の段階に比べればその数は桁違いに少ない。乾隆55年(1790年)度、辺外に位置する吉林、寧古塔、伯都訥、三姓、阿勒楚喀の各地で登録された民人の戸数と総人口についての統計が残されている<sup>(39)</sup>。

吉林	実在民人	23,781戸	125,847人
寧古塔	実在民人	1,428戸	5,292人
伯都訥	実在民人	4,199戸	24,332人

三姓	实在民人	53 戸	298 人
阿勒楚喀	实在民人	74 戸	140 人

古くから開けていた吉林や寧古塔、乾隆 20-30 年代に流民を受け容れた伯都訥にはまとまった数の民人がいたが、三姓・阿勒楚喀ではその存在は殆ど確認されなかった。もちろんこれは登録を受けた人の数であり、実際はこれより多数に上ったと考えられるが 1 つの参考となるだろう。このように総じて 18 世紀末までは辺外への流民の数も頻度も目立つものではなかったのである。

ところがこの 25 年後、19 世紀に入った嘉慶 15 年 (1810 年) には吉林で 1,459 戸、長春で 6,953 戸の流民が新たに発見された<sup>(40)</sup>。上に提示した史料では、乾隆年間に辺外で一度の調査で查出された流民の数は数十戸から 200 戸程度であったが、嘉慶年間には当地へ向かう流民の規模が大きくなっている。換言すれば少なくとも乾隆年間の末までは、辺内と辺外の間に建設された柳條辺牆という障壁はまだその意味を失っていなかったと考えられる。以下の具体例は乾隆年間から嘉慶年間にかけての変化を表現した典型例として興味深い。

乾隆年間中頃、柳條辺牆の西側、蒙古との境界では奉天の民人の法庫辺外への進出が散見されるようになった。乾隆 37 年 (1770 年)、蒙古のカラチン王、色旺諾爾布は次のように述べた。

蒙古境内、向無民人耕種地畝、今牧放処所、皆為耕種之田。柳條辺内民人、可以朝出暮返等情。

(蒙古の領域では、さきには民人が土地を耕すということにはなかったが、今や放牧の場所はみな耕される土地となってしまった。柳條辺牆内の民人は朝に [辺牆を] 出て暮れに返ってくるができる。) <sup>(41)</sup>

かつてこの法庫門外の蒙古では民人が土地を耕すということにはなかったが、今 (= 乾隆 37 年、1770 年) にはこれらの放牧地はすべて開墾地となっていた。しかしながら“朝出暮返 (朝に出て暮れに返る)” という表現から民人の居住地が柳條辺牆の内側にあり、その開墾地がそのすぐ外に広がっていたことが読み取れる。

続いてその約 30 年後、世紀を跨いだ嘉慶 11 年 (1806 年) にほぼ同じ地域の法庫門外の民人が提出した陳情書には、辺牆を越えて急速に進展する開墾の情景が描かれている。

抛称、科爾沁該管旗界常突額勒克等処、自嘉慶七年奏准招民懇種開荒地土、經今四載、流寓已有数万。該民人等呈称、日用農具等項、辺外並無市集、均須至開原県購買。計由法庫辺門出入往返四五百里、由威遠堡辺門出入更属紆曲、実於農民不便。查該処徑対開原有路可通、相距僅二十余里。

(報告に依れば、カラチンの旗界 [旗人の居住地域] にある常突額勒克などのところでは、嘉慶 7 年 [1802 年] に民を招いて空白の荒地を開墾させることを裁可してより、今に到る

まで4年、仮住まいをする者はすでに数万人になった。その民人らが申すには“日用品・農具などは辺外には市場がないのですべて開原県まで買いに行かねばなりません。計算するに法庫門の辺門より出入りすれば往復4～500里〔約200～250km〕、威遠堡辺門より出入りすれば更に遠回りになり、実に農民にとって不便です。調べてみると当地は直接開原県まで路が通じていれば僅かに20里〔約10km〕余り離れているだけです。……。”<sup>(42)</sup>

嘉慶7年(1802年)にこの地域への居住が認められて以降、当地では生活の場を築く者が増加していった。これらの民人は生活の便のため法庫門と威遠門の間に新たに辺門を設けて欲しいと申し出たのだが、結果としてこの陳情は拒絶されている。このように19世紀に入り民人の活動、居住領域が辺外へと広がっていたことが確認される。

以上述べたことが19世紀初頭の変容の第一の特徴である。続いて第二の特徴として、ある地域内においても従来の未墾地が開墾され、その既成事実が追認されるようになったことが挙げられる。次の史料はやや時期は遡り1870年代、遼東南部の岫巖庁五塊石地方の流民問題に言及している。乾隆26年(1761年)以降に山東からの流民がはいりこみ簡素な住宅を建てていた。そこにはもともと兵丁の為の官有牧場があったのだが、彼らはこの土地を密かに開墾していた。乾隆40年(1775年)その処遇について議論し次のように取りはからうこととなった。

抛該將軍查明、自乾隆貳拾陸年起、漸次開墾積至玖百餘晌。除將民人照例治罪外、仍令伊等耕種、按則徵租。庶流民生計不致失所、所以仰副聖主矜恤編氓之至意。而兵丁牧馬處所、移於大孤山地方。

(盛京將軍の調査するところによれば、乾隆26年〔1751年〕より次第に開墾し積み重なって100余晌〔おそらく約600畝〕に到った。これらの民人は規定に照らして罰する外、なお彼らに耕作させ規則に照らして租税を徴収することとする。流民の生計において身の置き所を失わせず、皇帝陛下の民草を慈しむ御心に副うことをねがう。兵丁の馬を飼う牧場は大孤山地方へと移す。)<sup>(43)</sup>

本来牧場であったところに不法に侵入したことに對しては処罰するが、民人の生計の路を絶つことはできない。結局は彼らの定住を許し税糧を収めさせ、牧場を別の場所に移すことで事態の円満な解決を図った。さらに嘉慶4年(1799年)に皇帝の降した上諭の中に、奉天の牧場(馬廠)の開墾許可を見ることができる。

奉天馬廠原以資旗人牧放之用、今該處村落較遠地方、既久為牧放所不及、此等沃壤任其閑荒、亦殊可惜。

(奉天の馬廠はもともと旗人の放牧の用としていたのだが、今、当所の村落よりやや遠いところは、既に久しく放牧されておらず、これらの沃土は荒れるに任せていた。まことに惜しいことである。)<sup>(44)</sup>

それ故、これまで旗人の牧場として確保されていたが利用されていない土地については、人びとに開墾させて徴税するという方針を打ち出した。この開発の主体となるものは山東、登州府を出身地として流入してくる民人であったと考えられる。このように嘉慶年間、19世紀初以降開墾地は辺外へ、そしてそれぞれの地域の中の空白地を埋めるように拡大していった。

以上の2つの特徴は水平方向への拡大という特徴を有している。これに対して垂直方向、平地から山地への進出が見られるようになった点も看過できない。これを筆者は第三の特徴と考えている。山本進氏が明らかにしたところによると清朝と朝鮮の国境地帯にある山岳地帯は薬用人蔘などの希少な資源の産地として知られ、17世紀後半の康熙年間よりその密採を目的とした人びとの侵入が見られるようになった。康熙24(1685)年に朝鮮人が越境して清朝の官員を殺害するという三道溝事件が発生、両国とも国境地帯の無人化で事態に対処した。しかし康熙40年(1701年)以降、特に康熙60(1721)年以降に顕著となるのだが、国境の河に馬尚船という小型船が出現し、それを駆る小集団による密採が頻発するようになった。さらに雍正5(1727)年4月には相当の資本をもった山東人孫鉄嘴ら密採者グループと官憲との衝突が起こった。これを義州事件という。その後山東・山西・奉天人の密採が増加、大規模化するが、乾隆11年(1746年)以降、突如として密採者はほとんど姿を消してしまう。山本氏の推測に拠れば、これは恐らくは人蔘資源の枯渇によるものであるという。この後、乾隆・嘉慶年間には殆ど越境問題が発生せず「乾隆・嘉慶の平和」とも言うべき平穏な時勢が続いたが、19世紀中葉の道光年間後期には再び山東人を中心とする集団の侵入が出現した<sup>(45)</sup>。ただし今回は人蔘の密採ではなく、木材を盗伐しその伐採後に農地を開き私墾するというものへと様相を改めていた。

この人蔘から木材への転換、大規模化、更に言えば漢民族の平地から山地への進出と開墾こそが第三の特徴であると筆者は考える。人蔘の密採は一過性のものであり、その枯渇という事態を招くにせよ、環境を根本的に変えてしまうものではない。対して木材の伐採と開墾は、これまで漢民族の姿を見ることのなかった山地での居住地の拡大を意味している。当時中国西南の四川と湖北湖南の間の山岳地帯でも開発が進んでいたが、満洲の山地もまたこれ以降漢民族の世界へと組み入れられていくこととなる。ただし山本進氏は道光年間に盗伐が大規模化するという事実を指摘しているが、筆者は19世紀初頭の嘉慶年間に柳條辺牆外の清朝領域内にてその兆候が見られた点に着目している。その代表例が嘉慶8年(1803年)に高麗溝で発生した大規模な木材の盗伐事件(以下、高麗溝事件)であるが、これは満洲のみならず山東や直隸(現、河北省)、さらに朝鮮王国にも波及し、査察を怠ったとされる官員の処分など朝廷内をも騒がせた。この後、清朝が満洲や長城北の森林資源の保護に注意を向けるようになった点においても、1つの画期を形成している。

## 2. 高麗溝事件に見る満洲の“陸”と“海”

以下、本節の後段ではこの高麗溝事件をケーススタディとして19世紀初頭嘉慶年間の山東人、とりわけ登州府出身者の満洲の山地における経済活動の実態を明らかにする。まずこの事



件の背景に中国本土での木材資源の枯渇があることを指摘しておきたい。宮殿造営などの為に必要とされる木材はかつて四川から搬出されていた。康熙 21 年（1682 年）の『清実録』には次のようにある。

入覲四川松威道王鷲條奏、四川楠木、採運艱難、応行停減。上曰、蜀中屢遭兵燹、百姓窮苦已極、朕甚憫之。豈宜重困。今塞外松木、材大可用者甚多。若取充殿材、即數百年可支、何必楠木。著停止川省採運。

（皇帝に謁見した四川松威道の王鷲が上奏するに、四川の楠の木は採取と運搬が困難であり、停止・削減すべきという。皇帝は“四川はしばしば戦禍を被り、人びとの苦しみは既に極まっており、朕はこれを甚だ哀れんでおる。どうして苦しみを重ねることができようか。今、長城の北の松の木は、大きくて使い得るものが甚だ多い。もし宮殿の材木とすれば数百年の間支えることができよう。どうして楠の木を必要とするだろう”と仰せられ、四川省の採取運搬を停止した。）<sup>(46)</sup>

四川からの木材供給は 17 世紀後半にはすでに調達に困難をきたしていた。そこで代わりに注目されたのが長城の北、熱河の木蘭圉場の松木であった。だがこれも 18 世紀を通じて雍正年間の円明園建設、乾隆年間の承德外八廟などの大工事が続いた為、森林資源の減少が問題視されるようになった<sup>(47)</sup>。嘉慶 9 年（1804 年）の『清実録』の記事の中で、嘉慶帝は失われつつある木材資源について次のように語っている。

圉場為肄武重地、自應嚴密稽查、毋令有私砍木植、偷打鹿隻等事。今因節年有大工、是以砍伐官木、司其事者、辨理不善、任令匪徒逸入、私立寮鋪、影射偷砍、運載出境牟利。其未運之木、尚堆積路隅、不可勝數。……是以國家百余年秋獮圉場、竟與盛京高麗溝私置木廠無異。

（圉場〔熱河の木蘭圉場〕は武技を習う重要な地であり、査察を密にして木材の盗伐や鹿の密猟などを無くすべきである。今、毎年大工事がある為に官有木材を伐採しているが、その責任者は方策が不味く、盗賊が勝手に入り込んで密かに掘っ立て小屋を建て、隠れて盗伐し、運び出して暴利を貪るのを見過ごしている。その未だ運び出されていない材木は道の傍らに山積みになっており数え切れない。……。ここで国家百有余年の間、秋季に狩猟を行ってきた圉場は、遂に盛京の高麗溝で伐木場が密かに設置されているのと変わらなくなった。）<sup>(48)</sup>

木蘭圉場は宮殿造営の為の木材供給、旗人の武芸を磨く為の狩猟を行う場としての機能を有していたが、当地の樹木は明らかに盗伐によって減少しつつあった。この中で“与高麗溝……無異（高麗溝と変わらぬ）”という表現がなされている。これはその前年の嘉慶 8 年（1803 年）に表沙汰となった満洲の高麗溝事件を指しており、熱河の圉場もまたその二の舞になるのではないかという強い懸念を読み取ることができよう。この記事だけではなく、その後、辺外地域

で盗伐事件が発生する度に“高麗溝”が教訓のように回顧されるようになった<sup>(49)</sup>。事件はそれほどまでに清朝朝廷に強い衝撃を与えたと言える。この高麗溝は盛京（奉天）の興京庁に属し、柳條辺牆の外側、朝鮮との国境にほど近い山岳地帯の中にあると考えられる。具体的な地点の特定は難しいが、現在の吉林省通化市の南方に“高麗溝”という地名が散在している。

先に述べたように封禁政策は乾隆5年（1740年）に形式を整備され、実際の効果はともかくとして、乾隆年間を通してそれぞれの官僚が意識して取り組んでいた。ところが乾隆57年（1792年）に直隸一帯で大災害が発生したのを契機として、この封禁という原則は一時的に撤回された。多くの被災民が長城を越えて満洲へ赴こうとして山海関へ押し寄せた。封禁という原則はあるが、人民生活の安寧と被災民の救恤という理想を対置させることで彼らの出関を認めたのである<sup>(50)</sup>。

ところが災害の後も人びとの満洲への流出は続いた。この事態が公となり問題視されるようになったのが嘉慶8年（1803年）3月14日、嘉慶帝が山海関副都統、及び盛京將軍・奉天府府尹にそれぞれ降した上諭以降のことである。後者に対する上諭の中に、

抛巴寧阿奏称、昨自奉天回京、見山海関一路出関行走民人甚多。其中有隻身負擔似窮民出外謀生者、亦有併非難民、車載行李携帶眷口同行者。

（〔盛京工部侍郎〕巴寧阿が報告するには、この前奉天より京師へ帰還する途中、山海関の路上にて出関していく民人が甚だ多いのを見た。その中には単身で荷物を携え貧窮民が関外へ出て生計を立てようとする者もおり、また難民などではなく、車に荷物を積み家族を連れて行く者もいた。）<sup>(51)</sup>

という報告が引用されている。この後、彼らが果たして難民か否か、というやりとりがあったことが3月22日、28日の上諭から確認される。

4月になり概ね次のようなことが明らかになった。本来、民人の出関には許可が必要であったが、乾隆57年に京師南部の災害を契機に、「財産を持たぬ貧民が出関し食を求めるのは一時的な便宜である」という名目で皇帝の恩寵として黙認した。その後、豊作が続き、嘉慶5年（1800年）まで貧民が出関するということにはななかった。ところが6年7月に直隸に水害が発生、再び貧民の出関が発生した。その翌年の7年は豊作であったにもかかわらず8年春に到るまで人びとの出関は続いた。この対策を怠ったことによりその時山海関副都統の任にあった韋陀保は処分を受けた<sup>(52)</sup>。

6月28日、内閣に対する上諭では、直隸・山東に対して、民人らはこの度期限を定めた後は、家族を連れて出関し禁例を犯してはならない、とした。7月11日に直隸総督、山東巡撫、山海関副都統等に降した上諭には、新たな禁例を公布しても、しばらくはそれを知らない民が関門に押し寄せるかも知れず、追い返せば往復の旅路が徒労に終わるだろう、故に本年10月1日までは出関を許す、とした。

以上は陸路、山海関経由の出関の取締の要請である。同時に海路の取締についても7月28日に山東巡撫に対して指示が下った。その中に次の様な記述がある。

向聞、山東民人前赴奉天、多由海道行走、較之陸路、尤為徑捷。今山海關定例綦嚴、民人既不便於携眷出口、則此後乗桴者必衆、自不可不防其漸。

(以前聞いたところでは、山東の民人が奉天に赴くに、多くは海路を通過して行き、陸路に比べて近道であるという。今、山海關の規定が非常に厳しくなり、民人が家族を携え出関するのに不都合となった。そこで今後は小船に乗るものが必ず多くなり、それが次第に増えるのを防ぐことは不可能だろう。)<sup>(53)</sup>

故に厳しく取り締まらなければならないということだが、拙著で議論し、さらに前節で確認した通り、それは不可能であった。

山海關で発見された流民の群については、この後議論の場から急速に姿を消していく。ところが事態は思わぬ方向へと転じていった。一連の議論が収束に向かい始めたと思われた頃、7月14日の上諭に出現する高麗溝事件である<sup>(54)</sup>。

禄康奏。拋福建龍巖州人連任率、投遞書信首告、興京高麗溝地方有二万余人砍伐樹木售賣之事。並訊拋連任率供稱、伊於六月間到彼見有二万余人支搭窩棚六百餘座、設有鉄匠爐座、打造大船、運販木料、官兵不能查禁。並探聽得為首係劉文喜、秦士雷、鮑有祥、張九、孫有交、顧學彥六人等語。

(〔戸部尚書〕禄康が上奏した。福建省の龍巖州の人連任率が、興京の高麗溝地方で2万人余りが樹木を伐採し売りさばいているということを書状を投じて告発した。あわせてその連任率の供述によると“彼は6月に当地に至り、2万人余りが掘って立て小屋600余りを建てて、鍛冶や炉を設けて大きな船を造って木材を運んでおり、官兵もそれを禁止できないのを目撃した。並びにその首領となっているのが劉文喜、秦士雷、鮑有祥、張九、孫有交、顧学彦の6人であるということを探り得た。”と。)

この情報を受けて、折良く満洲の錦州一帯に発生したイナゴの害を視察する為に派遣していた欽差副都統の策抜克に<sup>(55)</sup>、そのついでに盛京經由で高麗溝へと向かい調査と犯人の逮捕を行わせることとした。先の7月14日の『上諭檔』の後段によれば、告発してきた福建人の連任率については、

至連任率來京首告、或因訛索起釁、或希圖入夥、不遂所願、挾嫌呈控。

(連任率が京師に来て告発したことについては、或いは言いがかりをつけて争いを起こそうとしているか、或いは仲間に入ることを企図したが叶えられず恨みに思っ訴え出たのかも知れない。)

というような疑うべき点があった為、真相を確かめるべく訊問することとした。

8月1日の策抜克に対する上諭の記述に依れば、高麗溝の調査を悟られぬよう実施せよと指

示すると共に、

恐奸民等将木植運赴天津等海口販売、飭令沿海一帶旗民地方官、嚴密訪拏。

(恐らくは奸民らは木材を天津などの港へと運び売却しているだろうから、沿海一帶の旗・民の地方官に厳しく取締を行わせる。) <sup>(56)</sup>

と、直隸総督、山東巡撫を通じて天津、山東の登州・萊州・青州の各海港にも通達を下した。8月14日の上諭では木材の盗伐が高麗溝だけではなく各地に広がっていることが判明し、対処が求められた。

同じ頃、おそらく8月になってから高麗溝に調査の手が及び現地より第一報が届いた。8月20日の上諭によれば、

拋協領恒福等稟報、前往高麗溝等处、查看見有已燒窩棚二十余間、獲犯十余名、其余奸民二千余名、已竄入獐子島、並称官兵等得銀兩預先通信任其竄匿等語。

(協領恒福等の報告によれば、高麗溝などのところに赴き調査するに、すでに掘っ立て小屋20軒余りが焼かれており、犯人10名余りを捕らえたが、その外の奸民2千人余りは獐子島へと逃れ、並びに官兵らが賄賂の銀両をもらって予め情報を伝え彼らが逃げかくれるのを許したという。) <sup>(57)</sup>

と記される。嘉慶帝はこの知らせに怒り、関係する官僚に処分を下した。嘉慶帝が官吏の不正と無能に責を求めるロジックは高麗溝に限らずその他の案件にも見られる。獐子島は朝鮮王朝の領域内にあり(具体的な地点は不明)、これによって高麗溝事件は満洲、直隸・山東のみならず朝鮮にも波及し国際問題となった。

8月25日の山東巡撫に対する上諭に策抜克からの報告が掲載されている。捕らえた者に対する訊問により以下の事情が判明した。

竊木要犯孫有交、即孫義爵、係山東人、跟随不知姓名之山東船、於八月初六日、自鳳凰城起身。又鮑有祥、亦係山東人、駕駛私船、裝載木植、於八月初七日起身、俱逃往山東。此外尚有砍木財東韓二、楞杵子、陳玉墨、趙顯忠亦係山東人、俱經逃往。顏檢恐其逃至天津、已飭屬截拏等語。

(盗伐犯人孫有交、すなわち孫義爵は山東人であり、姓名不明の人の山東船に乗って8月6日に鳳凰城から出発した。又、鮑有祥も山東人であり、私人の船を操って木材を積んで8月7日に出発し、みな山東へと逃げた。この他、伐採の出資者の韓二、楞杵子、陳玉墨、趙顯忠もまた山東人でありみな逃亡した。顔檢はおそらく天津へと逃れた。既にその所轄において捕縛を命じている。)

盗伐犯人たちは山東人(おそらく登州府人)であるか、あるいは当地域を活動範囲としてい

た。先に名前の挙がっていた劉文喜らについても、

恐該犯等渡海潜逃登州等处。

(恐らくは海を渡り登州などのところに潜んでいる。)<sup>(58)</sup>

と述べられる。彼らは登州府から密かに海を渡り高麗溝で盗伐を行い、そして河を下って遼東半島の南岸へと伐採した樹木を運び出した<sup>(59)</sup>。そして8月1日の上諭に記される通り材木は天津などで売却されたと考えられる。実際のところ、彼らが朝鮮領内の獐子島に潜んでいるのか、或いは登州府へと逃れたのかは分からない。いずれにせよ、彼らの行動が満洲、山東半島登州府、天津という渤海をとりまく地域を舞台として展開されていたことが分かる。なおこのような辺外での盗伐は乾隆56年(1791年)に始まると推察されている<sup>(60)</sup>。

9月28日の上諭に、朝鮮王国からの報告が掲載されている。

拠該国義州府尹呈文内称、該国派委龍川府使崔朝岳等、帶領跟役三百人、会同岫巖巡海官兵、在獐子島搜獲余犯劉青山、蔡法二名、交防禦富海解送前來。

(朝鮮王国義州府尹の報告文に依れば、当国は龍川府使の崔朝岳らを従役300名とともに派遣し、岫巖巡海官兵とともに獐子島で搜索を行い余犯の劉青山、蔡法の2名を捕縛し、防禦の富海に護送させた。)<sup>(61)</sup>

朝鮮王国は清朝の官兵と協力し獐子島で犯人の捕縛に成功した。この約1箇月後の10月26日の上諭に朝鮮国王の信書が引用され、その2日前の24日の礼部に対する上諭にも「朝鮮国の対応が甚だ良い」旨が記されている。次の『清実録』の記事はこの朝鮮王国とのやりとりを要領よくまとめている。

朝鮮国王李玢咨称、盛京高麗溝偷砍木植奸民劉文喜等六名、竄至該国。令地方官嚴緝、獲犯劉青山、蔡法、二名、劉文喜等乘間復竄。已將龍川府使等拏勘。上嘉該国王情詞恭謹、並以首犯已於山東緝獲、令礼部伝諭該国王、將勘処之員寬免。

(朝鮮国王李玢が言うには、“盛京の高麗溝の木材を盗伐する悪党の劉文喜ら6名が密かに朝鮮国へ来ております。地方官に命令して取り締まらせて、犯人劉青山、蔡法の2名を捕まえました。劉文喜らは隙を見てまた逃げました。すでに龍川府使らを査問の為拘束しております”という。皇帝は朝鮮国王のことばが恭しく慎み深いことをよろこび、そして主犯を既に山東にて捕らえているので、礼部を通して朝鮮国王に、査問にかけた官員を寛大に扱うよう伝えた。)<sup>(62)</sup>

獐子島へと逃亡していた盗伐犯の内、劉青山と蔡法の2名を逮捕することはできた。しかし中心人物の劉文喜らは再び逃亡したので、それを捕縛に失敗した官を処分した。これに対して清朝側は主犯を山東にて捕らえた旨を通知し、査問にかけられた官の処分を寛大にするよう求

めた。ただし劉文喜（劉廷宣）が捕らえられたという史料は見当たらない。彼はいずこかへ姿を消してしまった。この後、11月の前半は事件の処理にかかわる檔案が数多く見られるが、11月12日以降、高麗溝事件については檔案からほぼ見られなくなる。

#### IV おわりに：高麗溝事件と19世紀初頭の中国の動揺

19世紀初頭、渤海を囲む山東と満洲との間の結びつきは緊密であり、その連関の中で人びとは満洲へ赴いた。満洲の内部では辺内から辺外へ、平野から山地へ、また地域内の空白地をうめるように居住地を拡大していった。本稿で扱った高麗溝事件は19世紀初頭の人びとの活動を端的に表現しているものである。満洲と朝鮮国境の山地での経済活動の隆盛は、中国本土との経済的なつながりの深化とも密接な関係にあった。

更に言えばこの事件は山東と満洲という渤海を挟んだ地域にとどまるものではなかった。改めて確認したいのは、高麗溝事件のそもそもの発端が福建人の連任率の告発によることである。今一度、高麗溝事件の第一報を知らせる7月14日の上諭を振り返れば、彼は“言いがかりをつけているのか、仲間に入ろうとしたが失敗したのではないか”という疑いを持たれていた。背景としてこの頃、福建人たちがすでに渤海沿岸に姿を見せていたことを指摘できる。彼らの居住が問題になるのが乾隆年間の最末期である。奇しくも辺外の盗伐が増えるのも同じ時期のことであった。乾隆56年（1791年）4月7日の上諭に巴寧阿の報告が載っている。

詢問巴寧阿、拋稱、我於五十一年、在山海關收稅、錦州、蓋州、牛莊等處海口、每年俱有福建商船到彼貿易、即有無業閩人在該處搭寮居住、或為閩商買賣經紀、或以打魚採藥為業、以致漸聚漸多、不能約計數目。

（巴寧阿に問うに次のように答えた。私は乾隆51年〔1786年〕に山海關で收税を行っておりましたが、錦州・蓋州・牛莊等の港町に毎年福建の商船がやってきて貿易をしております。そこで財産を持たぬ福建人がそこに居住し、あるいは掘っ立て小屋を建てて居住し、あるいは福建商人の為に売買の仲介をし、あるいは魚を捕らえ薬を採取することを生業とし、次第に集まり次第に多くなり数を数えることもできません。）<sup>(63)</sup>

彼が山海關で税務を担当していた乾隆51年頃、福建人たちが渤海沿岸の各港に姿を見せていた。その後次第に増加し、勢力を拡大している様が窺える。乾隆帝もまたこの問題に対して次のような認識を持っていた。同月の『清実録』に次のように記されている。

朕聞奉天錦州一帶沿海地方、竟有閩人在彼搭寮居住、漸成村落、多至万余戶。則此次錦州盜案、明係此等無業民人、作為線目。並恐有窩藏隱匿之家、以致該犯等、敢於在洋肆劫、登岸分贓。此皆係地方官、以閩人在彼貿易營生、藉此多徵商稅、遂爾任其居住。若不亟行查禁、則呼朋引類、日聚日多。不特勾連盜匪、擾害行旅、且於陪都風俗淳樸之鄉、大有關

係。

(朕が聞くには奉天錦州一帯の沿海地方に福建人が小屋を建て居住し、次第に村落を形成し、1 万戸余りにまでなっているという。すなわちこの度の錦州の盜賊の案件は明らかにこれらの無業の民人が糸口となっている。並びに恐らくはこれを匿う家があり、この犯人たちに洋上で掠奪し、陸に上がっては盜品を隠匿させている。これはみな地方官が福建人に当地で商売に従事させ商業税を徴収し、遂にその居住を許しているからである。もし速やかに調査と禁止を行わねば、同類の輩を呼び寄せ、日ごとに多くなっていく。盜賊と結びついて旅人に害を与えるだけでなく、陪都〔盛京〕の風俗純朴な地域に大いに影響をもたらすだろう。) (64)

沿海航路の発展とともに、福建人たちが渤海沿岸にまで居住地を建設し、様々な生業に従事していた。さらに彼らの中には奉天・錦州の沿海で海賊行為を働く者も散見された。そこで沿海一帯に居住している福建人たちに対しても治安上差し障りがあるので登録を行うこととした。翌、乾隆 57 年 4 月の『軍機檔奏摺案録副』に収録される報告に依れば、昨年夏季には 1,413 名、冬季に 714 名、それぞれ福建人を新たに查出したとある (65)。

この高麗溝事件は、沿海航路を通して北の海に現れた福建人グループと、もともとこの一帯での勢力を築いていた登州府人のグループとの対立もしくは協調という関係を背景の 1 つとしている。福建人の一部はあるいは木材の盜伐に加わろうとしたのだが、登州府人の劉文喜らと衝突してしまったのかもしれない。いずれにせよこれらは満洲の山地へと進出し経済活動にいそむ人びとの潮流と相乗して発生、拡大したものと言える。

本稿を結ぶにあたり高麗溝事件を 19 世紀初頭中国という視野の中に位置づけておきたい。中国全土に目を向ければこの同時期に幾つかの反乱、騷擾事件が発生していた。直接の発生原因も規模も地点も異なるのだが、主なものとして四川山岳地帯の「嘉慶白蓮教徒の反乱」、広東・福建・台湾沿岸の「嘉慶海寇の乱」を挙げることができる。この 2 つは斜陽の清朝を表現する事例としてしばしば言及されている。そしてこれらと期を同じくして満洲・朝鮮国境の山岳地帯に「高麗溝事件」が発生した点が興味深い。

以上の 3 つは四川の省境地帯にある山地、福建・広東・台湾の海域、そして満洲・朝鮮国境の山地を舞台としている。それぞれがこれに先立つ 18 世紀後半の乾隆年間に人口流入の進行したフロンティアの一角を構成していた。四川の山岳地帯では 18 世紀末までに既に飽和状態になっており、成功者たちの資源独占に対する異議申し立てという形で貧窮者による反乱が勃発した。華南の沿海でも人口の増加による貧困化が進行していった。人びとを受けれてきた台湾もまた西部平原の開拓が終了しようとしていた。その中で行き場のない人びとが海賊へと身を投じていったという側面があるという (66)。この内、沿海航路で結ばれた北の山と南の海でそれぞれ木材の盜伐と海賊という異なる性質の事件が起こったが、その双方に福建人が関わっている点は注目に値する。中国の沿海という視点を設定し、両者の共通点から中国社会の変化を見出すことも可能であろう。

ただし高麗溝事件はこの四川の反乱と南海の騷擾と異なり清朝の治安を大きく乱す事態には

拡大しなかった。朝廷にとってももちろん望ましいことではなかったが、高麗溝事件は山東や満洲の民生を揺るがすことはなかった。流民は木材を盗伐し、官憲の取締があるや雲散霧消して朝鮮や故郷の山東へと逃げ散つたに過ぎない。彼らの活動はあくまでも非合法的な木材の伐採と搬出、売却という経済活動に限定されている。では何故 19 世紀初頭の満洲では反乱へと転じなかったのか。これも様々な要因が考えられるだろうが、おそらくは満洲という広大なフロンティアの存在と無関係ではあるまい。満洲への移民とその開発はその後 20 世紀前半まで持続し、その規模をさらに拡大させた。人びとはその活動領域を広げることで生計を立てることが可能であった。少なくとも 19 世紀初頭の段階では関内の人びとに生きる糧を提供するだけの資源が満洲には存在したのである。

- 
- (1) 荒武達朗『近代満洲の開発と移民：渤海を渡った人びと』汲古書院、2008 年。
  - (2) 荒武達朗「嘉慶年間(1796-1820)満洲地域社会の構成：杜家驥編『清嘉慶朝刑科題本社会史料輯刊』の分析を中心に」『近現代東北アジア地域史研究会ニューズレター』21 号、2009 年。同「『琿春副都統衙門檔案』より見た 18 世紀後半の琿春地方の流民」『近現代東北アジア地域史研究会ニューズレター』23 号、2011 年。同「嘉慶年間南満洲の郷村役：近代前夜の地域社会と郷村統治」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』23 号、2015 年。同「嘉慶年間中国本土の郷村役：南満洲地域との比較」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』24 号、2016 年。
  - (3) 安富歩・深尾葉子編『「満洲」の成立：森林の消尽と近代空間の形成』名古屋大学出版会、2009 年。
  - (4) 前掲荒武『近代満洲の開発と移民：渤海を渡った人びと』15-16 頁参照。
  - (5) 『清実録』康熙 46 年 6 月戊寅條。
  - (6) 前掲荒武『近代満洲の開発と移民』第 1 部第 1 章を参照。
  - (7) この封禁政策下の移民については前掲荒武『近代満洲の開発と移民』第 1 部第 2 章・第 3 章を参照。
  - (8) 「題覆籍隸山東登州府黄県流寓海城県民王九因趙三令其背負不從起鬻將趙三毆傷身死審実依闕毆殺人律擬絞監候秋決」『内閣大庫檔案』乾隆 17 年 3 月 7 日(登録番号・075255)。前掲荒武「嘉慶年間中国本土の郷村役：南満洲地域との比較」においても当案件に基づき山東の郷村役に関する考察を行った。
  - (9) 『上諭檔』嘉慶 10 年 8 月 28 日。なお嘉慶 25 年 7 月 24 日の『上諭檔』にも同様の性格の史料があり、登州府招遠県から長城の北に向かった者の行動を記している。
  - (10) 「題覆山東蓬萊県李劉興船隻私渡流民六十二名赴奉応將失察之巡查官登州府海防同知于殿琰及守口官前署蓬萊県丞沈世楷例議処」『内閣大庫檔案』乾隆 41 年 6 月 17 日(登録番号・054671)。
  - (11) 前掲荒武『近代満洲の開発と移民』56 頁参照。
  - (12) 一例として「奏為臣嚴禁流民偷渡奉天事具奏」『軍機檔奏摺案録副』乾隆 55 年 12 月 14 日(台湾故宫博物院・046610)。
  - (13) 「奏為私販人蔘偷越辺牆拒傷巡兵從重擬斬監候秋決」『内閣大庫檔案』乾隆 29 年 12 月 10 日(登録番号・025113)。



- 
- (14)「奏覆山海關修理辺牆設立水門柵欄事並議定指引逃匪出関者応加問擬」『内閣大庫檔案』乾隆 29 年 12 月 12 日（登録番号・025167）。
- (15)光緒『重修登州府志』小序。
- (16)程方『清代山東の農業与民生研究』天津人民出版社、2012 年、55・80 頁。
- (17)道光『重修蓬萊県志』卷 5・食貨志・土田。
- (18)康熙『黄県志』黄県志略。内閣文庫所蔵。
- (19)順治『招遠県志』卷 4・風俗・稼穡。
- (20)道光『栄成県志』卷 3・食貨志・戸口。
- (21)同治『黄県志』卷 1・疆域志。
- (22)同治『黄県志』卷 3・食貨志。
- (23)同治『黄県志』重修黄県志序。
- (24)満洲の山東人の分布については前掲荒武『近代満洲の開発と移民』第 5 章、北京のそれについては郭松義「清代北京的山東移民」『中国史研究』2010-2、2010 年を参照。
- (25)張利民『近代環渤海地区経済与社会研究』天津社会科学院出版社、2003 年。山本進『環渤海交易圏の形成と変容：清末民国期華北・東北の市場構造』東方書店、2009 年。
- (26)古田和子『上海ネットワークと近代東アジア』東京大学出版会、2000 年。
- (27)ロシア沿海州についてはイゴリ・R・サヴェリエフ『移民と国家：極東ロシアにおける中国人、朝鮮人、日本人移民』御茶の水書房、2005 年。朝鮮については李正熙『朝鮮華僑と近代東アジア』京都大学学術出版会、2012 年と石川亮太『近代アジア市場と朝鮮：開港・華商・帝国』名古屋大学出版会、2016 年。日本については蒋惠民（上田貴子訳）「中国山東省黄県人の商慣習」『民俗文化』23 号、2011 年。上田貴子「奉天・大阪・上海における山東幫」『孫文研究』54 号、2014 年。以上を参照されたい。
- (28)道光『重修膠州志』卷 39・金石。
- (29)乾隆『萊州府志』卷 5・兵防・海汛。
- (30)田文鏡「奏陳防護沙門等島之事宜摺」雍正 10 年 2 月 16 日（『宮中檔雍正朝奏摺』19 輯、故宮博物院、1979 年、443-46 頁所収）。
- (31)乾隆『萊州府志』卷 5・兵防・海汛。
- (32)加藤繁「康熙乾隆時代に於ける満洲と支那本土との通商について」1943 年、同「満洲に於ける大豆豆餅生産の由来に就いて」1948 年（ともに後、同『支那經濟史考證』下巻、東洋文庫、1952 年所収）。周藤吉之「清代の満洲に於ける糧米の漕運に就いて」1940 年（後、同『清代東アジア史研究』日本学術振興会、1972 年所収）。足立啓二「大豆粕流通と清代の商業的農業」1978 年（後、同『明清中国の經濟構造』汲古書院、2012 年所収）。許檀「清代前中期的沿海貿易与山東半島經濟的發展」『中国社会經濟史研究』1998-2、1998 年、同『明清時期山東商品經濟的發展』中国社会科学出版社、1998 年。
- (33)松浦章『清代上海沙船航運業史の研究』関西大学出版部、2004 年。同『清代帆船沿海航運史の研究』関西大学出版部、2010 年。同『近世中国朝鮮交渉史の研究』思文閣出版、2013 年。
- (34)前掲松浦『清代帆船沿海航運史の研究』第 1 編第 1 章（原論文は 1984・85 年）、第 2 編第 2 章、314-319 頁（原論文は 1985 年）。

- 
- (35)前掲松浦『近世中国朝鮮交渉史の研究』第3部第2章、184-85頁（原論文は1982年）。
- (36)村上衛『海の近代中国：福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会、2013年、59頁。豊岡康史『海賊からみた清朝：18～19世紀の南シナ海』藤原書店、2016年、204頁。
- (37)前掲荒武『近代満洲の開発と移民』51-55頁参照。
- (38)「奏為遵旨查辦流民地畝錢糧併咨查吉林新來流民是非航海私渡以期核實辦理事」『軍機檔奏摺案錄副』乾隆45年3月27日（台湾故宮博物院・026818）。
- (39)「奏呈乾隆伍拾伍年年分吉林寧古塔伯都訥三姓阿勒楚喀地方實在民人總數」『軍機檔奏摺案錄副』乾隆55年11月20日（台湾故宮博物院・046777）。
- (40)前掲荒武『近代満洲の開発と移民』69頁参照。
- (41)「奏為奴才等前未及詳查即蒙昧奏請派員查勘奉天民人在法庫邊外開墾一案請交部察議由」『軍機檔奏摺案錄副』乾隆37年8月28日（台湾故宮博物院・017971）。
- (42)『上諭檔』嘉慶11年7月14日。
- (43)「奏覆岫巖城流民私墾馬廠地畝照例治罪並按則徵租」『內閣大庫檔案』乾隆40年2月17日（登録番号・026628）。
- (44)『上諭檔』嘉慶4年11月20日。
- (45)山本進『大清帝国と朝鮮經濟：開發・貨幣・信用』九州大学出版会、2014年、第1章。
- (46)『清実録』康熙21年正月辛亥條。
- (47)鄧亦兵「清代前期竹木運輸量」『清史研究』2005-2、2005年及び周林「清廷塞外木植採辦」『古今農業』2011-2、2011年。囲場の機能、天然資源の密採と保護については趙珍『資源、環境与国家權力：清代囲場研究』中国人民大学出版社、2012年が詳細である。
- (48)『清実録』嘉慶9年7月戊申條。
- (49)『上諭檔』嘉慶10年2月4日、12月19日などが高麗溝の一件を触れつつ、伐木の禁止を述べている。
- (50)前掲荒武『近代満洲の開発と移民』58-67頁。
- (51)『上諭檔』嘉慶8年3月14日。
- (52)ここまでの下りは『上諭檔』嘉慶8年3月22日、28日、4月5日、11日、12日、5月2日。
- (53)『上諭檔』嘉慶8年7月28日。
- (54)『上諭檔』嘉慶8年7月14日。
- (55)『上諭檔』嘉慶8年7月9日。
- (56)『上諭檔』嘉慶8年8月1日。
- (57)『上諭檔』嘉慶8年8月20日。
- (58)『上諭檔』嘉慶8年8月25日。
- (59)後の史料であるが河を下り材木を運ぶ様をうかがうことができる。「此次所辦木植、係在辺外紅土崖等処。附近外江、不通内河、必須由渾艾兩江下運、經過高麗溝、至岫巖大孤山海口、船載轉運、方無窒礙。若由山場運至牛莊海口、其中山嶺間隔、溝澗甚多、實屬紆繞難行。」（「この度調達するところの木材は柳條辺牆の外側の紅土崖等の処にある。近くの外江（鴨緑江）は内河に通じておらず、必ず渾江、艾江を下り、高麗溝を通して、岫巖の大孤山の港へ至り、船に乗せ換えて運べば障害となるものはない。もし山

---

場から牛荘の港へ運んだならば、その途中には山嶺が間を阻み谷間も非常に多く、回り道をして行き難い。」) 『清実録』道光2年12月辛酉條。

(60) 『上諭檔』嘉慶8年10月16日。

(61) 『上諭檔』嘉慶8年9月28日。

(62) 『清実録』嘉慶8年10月丁亥條。

(63) 『上諭檔』乾隆56年4月7日。

(64) 『清実録』乾隆56年4月辛亥條。

(65) 「査辦流寓閩人」 『軍機檔奏摺案録副』乾隆57年4月29日(北京・登録番号19-1935~1937)。

(66) 四川については山田賢『移住民の秩序：清代四川地域社会史研究』名古屋大学出版会、1995年、第II部、福建台湾については前掲豊岡『海賊からみた清朝』180-81頁・320-27頁参照。

本研究はJSPS科研費 課題番号：23520866「清朝中期満洲地域社会の研究：旗人・民人間の社会関係」の成果を中心とし、一部、課題番号：16K03088「内戦期華北地域社会における中国共産党の支配権確立過程：伝統社会からの転換」による成果を含んでいる。